

AEO（Authorized Economic Operator）制度について

AEO制度とは

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。

背景

2001年9月11日、米国で発生した同時多発テロ以降、国際物流においてはセキュリティの確保と円滑化の両立が不可欠となっています。

このような流れを受け、WCO（世界税関機構）において、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、税関手続の簡素化等のベネフィットを与える「AEO（Authorized Economic Operator）制度」の概念を含む国際的な枠組み（「基準の枠組み」）が2005年に採択されました。

AEO制度は、現在、世界70以上の国・地域において導入されており、我が国も2006年3月に輸出者を対象にAEO制度を導入し、その対象を輸入者（2007年4月）、倉庫業者（2007年10月）通関業者・運送者（2008年4月）、製造者（2009年7月）に広げ制度の拡大に努めています。

AEO制度の種類

- | | | | |
|-------------|------------|------------|-----------|
| ・ 特定輸出者制度 | （AEO輸出者） | ・ 特例輸入者制度 | （AEO輸入者） |
| ・ 特定保税承認者制度 | （AEO保税承認者） | ・ 認定通関業者制度 | （AEO通関業者） |
| ・ 特定保税運送者制度 | （AEO保税運送者） | ・ 認定製造者制度 | （AEO製造者） |

当社は、AEO制度に基づく「**特例輸入者**」の認定企業です。

特例輸入者（AEO輸入者）とは

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者については、税関による審査・検査が軽減されるほか、貨物の引き取り後に納税申告を行うことや輸入申告官署の自由化を利用した輸入申告が可能となります。



AEO Importer

* 上記のAEOシンボルマークは、
AEO制度に基づく認定企業のみが
制度普及のためにしようすること
のできるマークです。

出典：AEO（Authorized Economic Operator）制度：税関 Japan Customs
URL：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

お電話でのお問い合わせ

☎0863-41-2210

（受付時間／平日 9：00～17：00）



ナйкаイ企業株式会社